平成２７年（フ）第２８４号
千葉県船橋市藤原３丁目28番14号アーバンドエル弐番館103号
債務者　松井　孝夫
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９１号
千葉県市川市新井１丁目11番20号　コーポ南行徳Ｃ棟106号
債務者　向井美津代
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１号
静岡県伊東市玖須美元和田726番地の139
債務者　森田早加恵
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
愛知県江南市東野町鐘鋳山81番地　県営東野住宅３棟201号
債務者　水野　敬子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２８号
愛知県一宮市南小渕字吹揚26番地　ジャンビラージュ101号
債務者　蜂須賀美佐枝
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１２１号
京都市左京区岩倉長谷町649番地　長谷団地１―208
債務者　奥村　輝彦
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
京都府向日市寺戸町山縄手32番地の９
債務者　倉谷　　徹
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２０号
京都市中京区壬生坊城町24―３、住民票上の住所京都市中京区四条通大宮西入錦大宮町115番地５　四条大宮グランドコーポ807号
債務者　ラーメン大将こと　川上　利光
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
京都市西京区大原野南春日町865番地
債務者　石田農園こと　石田　敬一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６５号
京都市南区吉祥院中島町57番地、前住所京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町22番地の２
債務者　西川工務店こと　西川　政行
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６６号
京都市南区吉祥院中島町57番地、前住所京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町22番地の２
債務者　西川　和美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３７９号
京都市右京区花園中御門町３番地87
債務者　加藤　英子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
京都市中京区高倉通夷川上る福屋町722番地２　デトム・ワン御所南109
債務者　金延　信一
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８３号
京都市伏見区深草極楽寺町43番地　サンハウス中井102号、前住所京都市伏見区深草鞍ケ谷13番地113
債務者　小野塚朋子（旧姓宗田）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８８号
京都府宇治市木幡南山９番地の393
債務者　磯俣　愛子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３８９号
京都市伏見区深草下川原町32番地
債務者　根元　　悟
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９０号
堺市堺区少林寺町東３丁１番23―207号
債務者　猪股　　忠
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０８号
大阪府柏原市田辺１丁目15番11号
債務者　日根　将隆
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係